

個別注記表

〔 自 2019年 1月 1日 〕
〔 至 2019年 12月 31日 〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。但し、2016年4月以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。主な耐用年数は、建物附属設備15～18年、器具及び備品5～10年であります。

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

④ 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務（自己都合退職による要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員に対する退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 消費税等の処理方法 …………… 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑥ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段 …………… 為替予約

ヘッジ対象 …………… 外貨建債権

ヘッジ方針 …………… 社内管理規定に基づき、為替変動に対するリスクヘッジのため為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を適用しております。

「収益認識に関する会計基準」の適用時の経過措置として認められている方法のうち、適用による累積的影響を当事業年度期首の利益剰余金の残高の修正として認識する方法を採用しておりますが、当該影響に重要性はありません。同基準を当事業年度より適用したことを契機に、損益計算書の表示科目を「売上高」から「営業収益」に変更しております。

当事業年度の損益計算書における「営業収益」は、従前の基準を適用していた場合の「売上高」と比べて、81,469,011千円減少しております。これは、従来の会計処理では、「売上高」は財又はサービスの移転の対価を総額で表示するのに対し、「収益認識に関する会計基準」においては財又はサービスを当社が自ら提供する履行義務を負う際は、本人と判定され、当該財又はサービスの提供と引き換えに企業が権利を得ると見込む対価の総額を収益と認識し、一方で、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように当社が手配する履行義務を負う際は、代理人と判定され、手数料相当又は対価の純額を収益として認識することによるものです。

「当期純利益」を含む当事業年度のその他の項目に重要な影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は固定資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(2) 関係会社からの受取配当金の表示区分の変更

当事業年度より、これまで営業外収益として表示しておりました関係会社（サウディアラビア所在の Eastern Petrochemical Company 社）からの受取配当金の表示区分を営業収益に変更しました。この変更は、2018年12月に、Eastern Petrochemical Company 社の設備投資借入金 が完済されたことに伴うものであります。従来、同社の設備拡張資金の借入に関連して、配当金は資金貸与者の了解を得てから当社に支払われており、株主としての当社の権利は一部制限されておりました。しかしながら、2018年12月に当該借入金が完済されたことにより、外部者の了解等の制約なしでの配当が可能となりました。

また、当事業年度からの「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）の適用に伴い、従前売上高として表示しておりました収入が代理行為による収益として純額表示となりました。このため、投資会社として受領する受取配当収入に対して、代理行為による収益は僅少なものとなりました。

これら状況の変化と当社の設立の目的等を踏まえ、業績を評価する上で適切な営業収益について総合的に検討した結果、当該受取配当金を主たる営業に係る収益として、営業外収益から営業収益に表示区分を変更することとしました。

この変更により、従来と同一の表示区分によった場合と比較して、営業収益及び営業利益は57,874,357千円増加しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	43,128千円
関係会社に対する金銭債権債務	
売掛金	8,081,159千円
買掛金	14,814,763千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

営業収益(手数料収入)	963,459 千円
販売費及び一般管理費	140,389 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 5,680,000 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	28,400,000	5,000	2018年12月31日	2019年3月28日
2019年9月26日 取締役会	普通株式	22,720,000	4,000	2019年6月30日	2019年9月30日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	18,728
役員退職慰労引当金	29,333
退職給付引当金	10,284
サシプラスチック加工技術訓練校経費	1,139,264
資産除却債務	8,267
その他	10,736
繰延税金資産小計	1,216,615 千円
評価性引当額	△ 3,153
繰延税金資産合計	1,213,462 千円

繰延税金負債

	-
繰延税金負債合計	- 千円
繰延税金資産純額	1,213,462 千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ・当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等を利用し、資金調達については短期的な銀行借入によっております。
- ・売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従って与信管理しております。
- ・関連会社シャルク社からの受取配当金については、為替変動リスクをヘッジするため、原則として為替予約を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「⑥ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

(千円)			
科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	3,236,258	3,236,258	—
売掛金	11,065,009	11,065,009	—
未収入金	11,703,119	11,703,119	—
貸付金	14,700,000	14,700,000	—
買掛金	15,281,789	15,281,789	—
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	952	952	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ・現金及び預金、売掛金、未収入金、貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・デリバティブ取引

これらの時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

科目	貸借対照表計上額
関連会社出資金	51,472,853 千円

関連会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられることから上表には含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社	三菱商事(株)	東京都千代田区	204,446百万円	総合商社	(被所有) 直接33.34%		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		兼任3名	当社商品 の売上	手数料収入	963,459	売掛金	8,081,159
				仕入代金 の立替払い	64,844,686	-	-
-	-			買掛金	612,534		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 関連会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
関連会社	EASTERN PETROCHEMICAL COMPANY (シャルク社)	サウジアラビア王国 アルジュバール市	18.9億サウジ リアル	ポリエチレン(PE)及び エチレングリコール(EG)の製造	(所有) 直接50%		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		兼任4名	同社製品 の仕入	回収代行	73,151,148	買掛金	14,202,229

取引条件及び取引条件の決定方針等

同社製品については、当社との共同出資者であるサビック社と当社で引き取っております。取引条件は、市場価格を勘案した上でサビック社と当社共に同一条件により決定しております。

(3) その他の関係会社の子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社 の子会社	MITSUBISHI International GmbH	ドイツ・デュッセルドルフ市	32,000千ユーロ	総合商社	-		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		-	当社商品 の売上	手数料収入	4,671	売掛金	-
		仕入代金 の立替払い	95,375	-	-		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社 の子会社	IVICT Europe GmbH	ドイツ・デュッセルドルフ市	16,000千ユーロ	総合商社		-	
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		-	当社商品 の売上	手数料収入	31,049	売掛金	974,062
			仕入代金 の立替払い	3,534,626	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社 の子会社	三菱商事 フィナンシャル サービス (株)	東京都千代田区	2,680百万円	三菱商事 (株) 及び三菱商事 グループ各社からの財務・ 経理・審査業務受託、 グループファイナンス、 コンサルティング業務 他		-	
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		-	当社資金 の運用	当社資金 の運用	27,784,615	貸付金	14,700,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の資金運用については、市場金利等を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	13,680円	48銭
1株当たりの当期純利益	9,439円	38銭

11. 収益認識に関する注記

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に(または、充足するにつれて)収益を認識する

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財またはサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。なお、本人と判断する指標として以下の3点を考慮しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への特定された財又はサービスの移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社に裁量権がある。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転により当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額です。

当社は、主に石油化学製品がその製造会社である他の当事者によって顧客に提供されるように手配する履行義務を負っており、当該履行義務の充足時点、すなわち製品が顧客に提供されるように手配が完了したと認められる時点で収益を認識しております。

12. その他の注記

売掛金残高及び買掛金残高には、それぞれ、当社による顧客の仕入代金の立替払い残高及び未払立替金残高が含まれております。